

静岡県立大学国際交流委員会規程

平成19年4月1日 規程第39号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、

平成31年4月1日、令和3年12月1日、令和8年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）の国際交流を推進するため、静岡県立大学学則第22条第1項の規程に基づき、本学に、静岡県立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流に関する全学的な取組方針・計画の策定、全学的な事業の企画に関すること。
- (2) 国際交流協定の締結及び締結先との交流事業に関すること。
- (3) 国際学生寮に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国際交流についての学長からの諮問に関すること。
- (5) その他国際交流に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長、各学部長、各研究科長、各研究院長、短期大学部部長又は学長補佐のうちから学長が指名する者1人
- (2) 国際交流センターのセンター長及び副センター長
- (3) 各学部、研究科又は研究院の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (4) 短期大学部の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者1人
- (5) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (6) 学生部長が指名する学生部職員1人
- (7) 短期大学部部長が指名する短期大学部事務部職員1人
- (8) その他学長又は第5条第1項の委員長が指名する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号及び第8号の委員のうち学長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長は、委員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を開催しなければならない。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議は開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第8条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(国際交流専門委員)

第9条 国際交流協定の締結先との協議・調整及び交流事業の企画・実施のため、委員長は締結先ごと国際交流専門委員を指名する。

(教育研究審議会への報告)

第10条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局教育研究企画室において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。